

なるとし 鳴門市

だんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい 男女共同参画推進条例

だれ だんじょきょうどうさんかくしゃかい じつげん
～ 誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして～

だんじょ たが じんけん そんちょう せきにな わ あ
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、

こせい のうりよく じゅうぶん はつき
その個性と能力を十分に発揮することができる

だんじょきょうどうさんかくしゃかい じつげん むほんし かんが あき
男女共同参画社会の実現に向けた本市の考えを明らかにし、

とりくみ ちゃくじつ けいかくてき すいしん じょうれい せいいてい
その取組を着実かつ計画的に推進していくために、この条例を制定しました。



あいしょう なるとし じょうれい
「愛称：鳴門市パートナーシップ条例」



へいせい ねん がつ にちしこう
平成28（2016）年1月1日施行

なるとし
鳴門市

なぜ、条例が必要なのでしょう？

これまで鳴門市では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、世代間での考え方の違いや性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根深く残るなど、解決しなければならない課題が多く残されています。また、人口減少社会の到来や社会経済情勢が大きく変化する中、持続可能なまちづくりには、男女共同参画社会を実現させることが重要です。

そのため、市、市民、事業者、関係機関等が協働して、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくため、「鳴門市男女共同参画推進条例」を制定し、平成28（2016）年1月から施行しました。

条例を制定するまでの取組

平成11（1999）年

- 男女共同参画社会の実現に向けて、本格的な取組を始めるため「女性政策室」を設置。

平成13（2001）年

- 庁内組織として「鳴門市女性行動計画推進本部」を設置、基本的な考え方と施策のあり方をまとめた鳴門市女性行動計画『鳴門パートナーシッププラン』を策定。

平成22（2010）年

- DV防止、DV被害者の迅速な救済支援のため、四国初となる配偶者暴力相談支援センター機能を備えた「鳴門市女性支援センター『ぱあとなー』」を開設。

平成23（2011）年

- 国や県の動向や社会情勢との整合性を図った鳴門市男女行動計画『鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ』を策定。
- 福祉事務所に配置されていた家庭児童相談員の配置換えをし、家庭児童相談室の機能を持たせた「鳴門市女性子ども支援センター『ぱあとなー』」として支援体制を強化。

平成24（2012）年

- 内閣府から男女共同参画の取組が評価され、「鳴門市男女共同参画宣言都市」を宣言。

平成27（2015）年

- 男女が対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せをわかちあうまちづくりの実現をめざす『鳴門市男女共同参画推進条例』を制定。

男女共同参画を進めるための基本理念（第3条）

男女共同参画を推進する上での12の基本となる考え方を基本理念として定めました。

男女の人権の尊重

女性と男性が性別による差別的な取扱いを受けることがないように、

女性と男性の個人としての
人権を尊重しましょう。



社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行を解消して

女性と男性が自分の意思で
多様な生き方を選択できる
ようにしましょう。



政策等の立案及び決定への共同参画

女性と男性が市の政策や企業・団体などの
方針の立案・決定の場に共同して参画できる
ようにしましょう。



ワーク・ライフ・バランスの確立

女性と男性が互いの協力と社会の支援
のもとに、子どもの養育や家族の介護など
の家庭生活や社会生活における活動に
対等に参画しましょう。



教育の場における配慮

就学前教育や学校教育、生涯学習そ
の他あらゆる教育の分野において、男女
共同参画を推進するための教育の
充実を進めましょう。



暴力的行為の根絶

配偶者等からの暴力の防止、被害を受け
た方の保護、自立を支援するため、関係
機関が連携して必要な措置を講じます。



性と生殖に関する権利と健康の尊重

女性と男性が対等な関係のもとに、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を尊重しましょう。



性同一性障がい者等に対する配慮

性同一性障がいを有する人や生物学的な性別と性自認・性的指向が異なる人の人権に配慮しましょう。



国際的な視野での協調

男女共同参画社会の実現に向けた取組は国際社会の取組と連動して進められてきました。今後も国内だけでなく国際社会の動向も理解し、取組を進めていきましょう。



防災・減災分野での男女共同参画

防災及び減災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策、被災者支援を推進しましょう。



マイノリティの人々への配慮

被差別部落の人々や障がい者などマイノリティ*の人々が置かれている背景等を理解することを通じて、人権に配慮し、差別や偏見をなくしましょう。

*マイノリティ

社会的少数者やその集団

のこと。



貧困問題の解消

誰もがいきいきと暮らせるように、さまざまな格差や性差別から生じる貧困について理解し、問題の解消に取り組みましょう。



条例のポイント

1. 市、市民、事業者等の責務・役割の明文化（第4条～第9条）

男女共同参画社会の実現に向けては、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野での取組が必要です。そのためには、市だけでなく、市議会、市民、事業者、教育関係者、市民団体の皆さんが協働して取り組むことが必要なことから、それぞれの責務・役割を定めました。

市の責務

- 基本理念にのっとり、男女共同参画施策を総合的に策定・実施します。
- 男女共同参画施策を実施するため、必要な推進体制の整備・財政上の措置を講じます。
- 市民等、事業者や国、県及び他の地方公共団体と相互に連携・協力します。

議会及び議員の責務

- 市が実施する男女共同参画施策に市民等の意思が反映されているか監視します。
- 市民等と協働して男女共同参画の推進に必要な施策の実施に協力します。

市民の役割

- 男女共同参画への理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めましょう。
- 関係者や市民団体と協働して、男女共同参画の推進に努めましょう。

事業者の役割

- 事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組みましょう。
- 仕事と家庭、地域活動などが両立できるように、職場の環境整備に努めましょう。
- 市等が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

教育関係者の役割

- 男女共同参画の推進を果たす教育の重要性を認識し、教育を行うように努めましょう。
- 市等が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

市民団体の役割

- 男女共同参画への理解を深め、団体の運営または活動に関する方針の決定等において、男女が対等に参画できる機会を確保するように努めましょう。
- 市等が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めましょう。

2. 男女共同参画を推進するために（第10条～第12条）

基本理念でもある「男女の人権の尊重」を実現するために、わたしたちが守らなければならないことを定めています。

性別による人権侵害の禁止（第10条）

社会のあらゆる場で、次のようなことをしてはいけません。

- 性別による差別的な取扱い
- セクシャル・ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス
- 性別によるその他の権利侵害



セクシャル・マイノリティに対する人権尊重（第11条）

セクシャル・マイノリティの人を差別してはいけません。

- セクシャル・マイノリティへの理解促進
- 性自認や性的指向の尊重



情報の公開及び表現に関する配慮（第12条）

多くの人が目にする情報は、次のような表現にならないよう配慮しなければいけません。

- 性別による固定的な役割分担や人権侵害を助長、連想させるような表現
- 著しく性的感情を刺激する表現



3. 行動計画の策定（第13条～第15条）

市は男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために、行動計画を策定します。

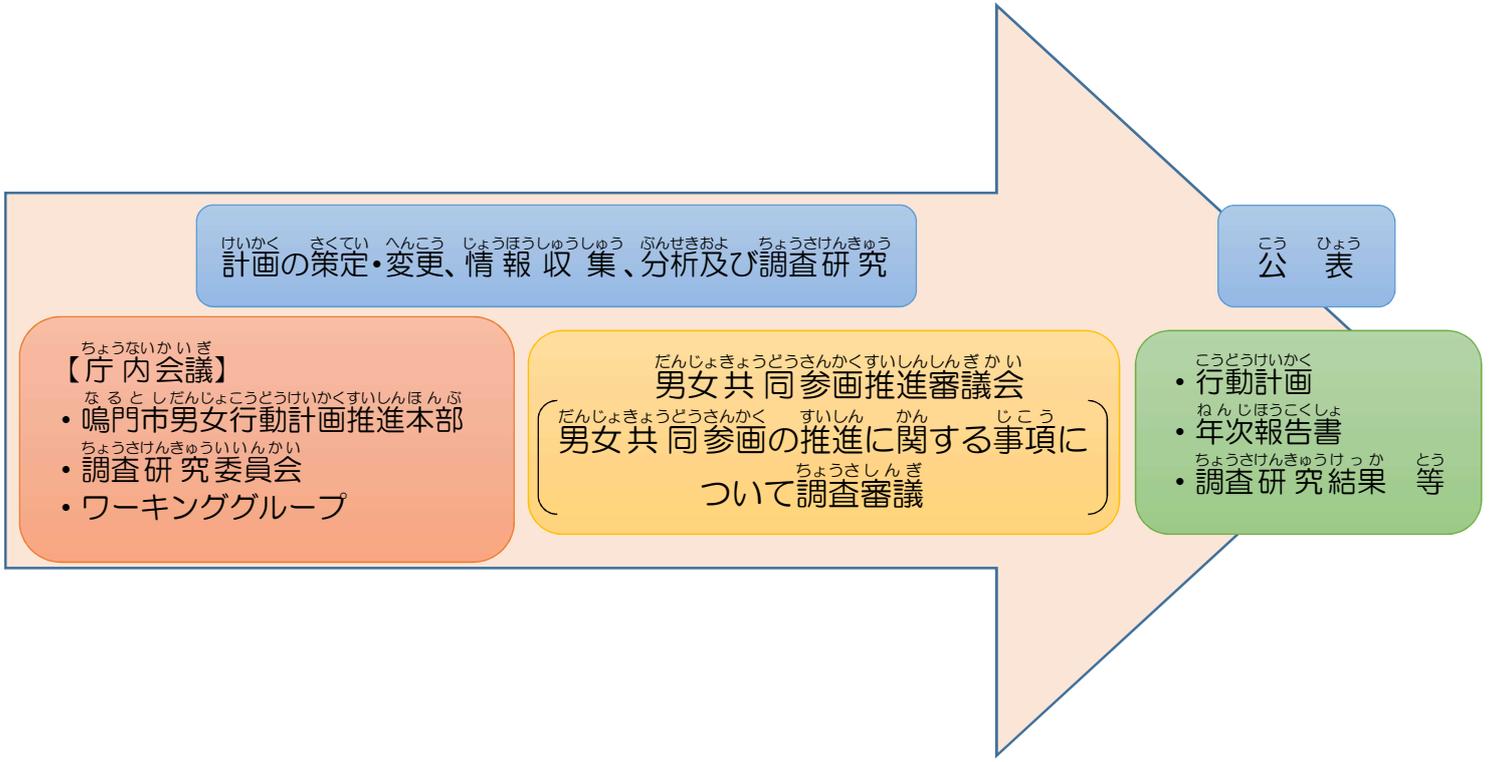
策定にあたっては、男女共同参画推進審議会（第34条）の意見を聴きます。

① 行動計画策定のあらまし

国においては、平成11（1999）年に人権の尊重やあらゆる分野への男女の共同参画などを基本理念とする「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これを受けて、本市では、平成13（2001）年に鳴門市女性行動計画（鳴門パートナーシッププラン）、平成23（2011）年に第2次計画を策定しました。その後、令和3（2021）年3月に令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間を計画期間とする第3次計画を策定しました。

こうどうけいかく すいしんたいせい
②行動計画の推進体制

こうどうけいかく ちゃくじつ すいしん ちょうないかいぎ だんじょきょうどうさんかくすいしんしんぎかい しんちやくじょうきょうどう
 行動計画を着実に推進するため、市内会議や男女共同参画推進審議会において進捗状況等
 かんり おこな じっしじょうきょう ねんじほうこくしょ さくせい こうひょう
 の管理を行い、実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。



だんじょきょうどうさんかくすいしん たい し しえん だい じょう だい じょう
男女共同参画推進に対する市の支援(第16条～第24条)

しは、つぎ だんじょきょうどうさんかく すいしん かん しさく じゅうじつ しえん
 市は、次のような男女共同参画の推進に関する施策の充実や支援を行います。

しみんどう りかい らか そち
市民等の理解を深めるための措置
 (第16条)

- 男女共同参画の推進について理解を深めてもらえるよう広報活動や啓発活動等に努めます。
- 男女共同参画の推進のため、研修の実施等により、人材育成に努めます。

だんじょきょうどうさんかくすいしんかつどう たい しえん
男女共同参画推進活動に対する支援
 (第18条)

- 市民等の皆さんが行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対して、情報の提供等必要な支援を行うように努めます。

きょういく ぶんや そち だい じょう
教育の分野における措置(第17条)

- あらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めます。

だんじょきょうどうさんかく こよう ろうどうかんきょうかいぜん
男女共同参画の雇用・労働環境改善のための支援(第19条)

- 雇用の分野における男女共同参画が実現されるように、情報の提供等必要な支援を行うように努めます。

個人で営む事業における男女共同参画の支援

(第20条)

●男女が個人として能力を十分に発揮し、正當に評価されるように、経営活動・地域活動に平等に参画する機会の確保に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの確立への支援

(第21条)

●男女が共にワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう必要な支援を行うように努めます。

ひとり親家庭等に対する支援 (第23条)

●ひとり親家庭の親や子どもの養育者がその個性と能力を十分に発揮できるように必要な支援を行うように努めます。

生涯を通じた健康支援

(第22条)

●男女共に生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるように、情報の提供等必要な支援を行うように努めます。

●性についての理解を深めてもらえるように広報活動や啓発活動等に努めます。

暴力的行為の防止及び被害者に対する支援

(第24条)

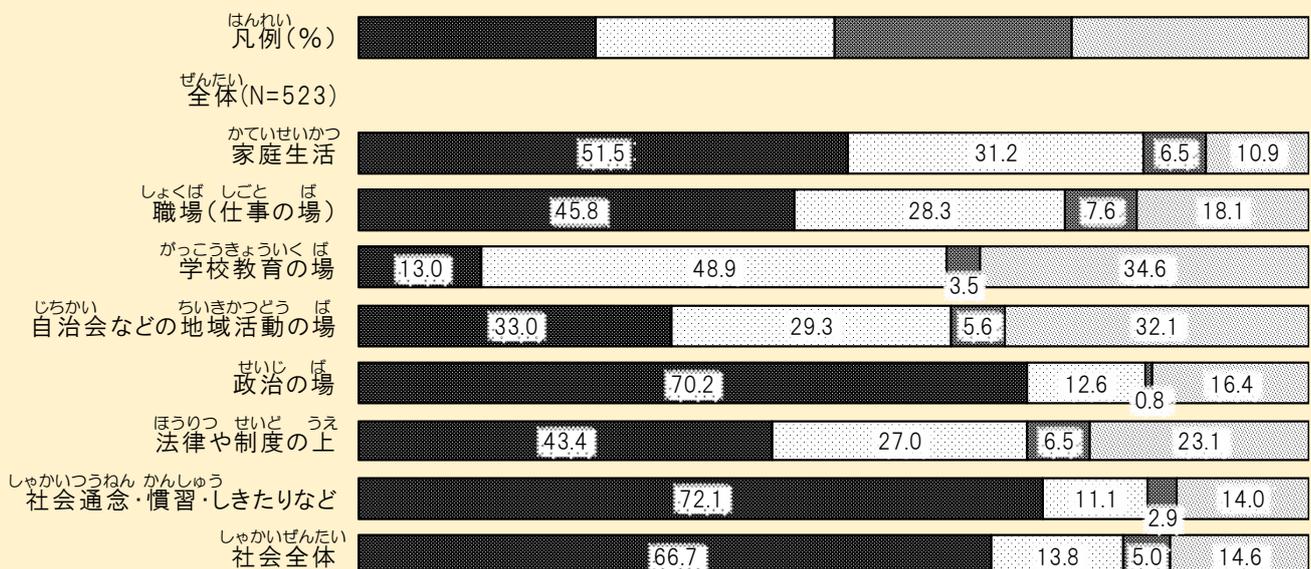
●配偶者等からの暴力の防止、被害を受けた方の保護、自立を支援するため、関係機関と連携して必要な措置を講じます。

◆鳴門市の男女平等意識について

下の表は、令和元(2019)年度に本市在住の18歳以上の市民を対象に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果です。

「男女の平等意識」について、全ての分野において男性優遇意識が強く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っており、社会的、文化的、地域的に形成された性別による役割分担意識や慣行が依然として根強く残っていることがわかります。

■男性優遇 □平等 ■女性優遇 □わからない



鳴門市男女共同参画推進条例の仕組み

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 ワーク・ライフ・バランスの確立
- 5 教育の場における配慮
- 6 暴力的行為の根絶
- 7 性と生殖に関する権利と健康の尊重
- 8 性同一性障がい者等に対する配慮
- 9 国際的な視野での協調
- 10 防災・減災分野での男女共同参画
- 11 マイノリティの人々への配慮
- 12 貧困問題の解消

責務・役割

市

議会
議員

市民

事業者

教育
関係者

市民
団体

性別による人権侵害の禁止等

セクシャル・マイノリティに対する人権尊重

情報の公開及び表現に関する配慮

協働

男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項

- 市民等の理解を深めるための措置
- 教育の分野における措置
- 市民、事業者等への支援
- ワーク・ライフ・バランスの確立への支援
- 生涯を通じた健康支援
- ひとり親家庭等に対する支援
- 暴力的行為の防止及び被害者に対する支援
- 相談・苦情への対応
- 男女行動計画の策定
- 推進体制の整備
- 実施状況の公表
- 市民等に対する表彰

男女共同参画推進審議会



男女共同参画社会の実現



男女共同参画を推進するための計画

『鳴門パートナーシッププランⅢステージ』

本市では、男女が互いに尊重し、一人ひとりが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、平成23（2011）年3月に「鳴門市男女行動計画～鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ～」（以下「第2次計画」といいます。）を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

第2次計画期間が令和2（2020）年度で終了するにあたり、これまでの成果を踏まえ、本市における現状と課題や男女共同参画を取り巻く社会的背景の変化に対応するため、令和3（2021）年3月に新たな「第3次鳴門市男女行動計画」を策定しました。

本計画は、本市における男女共同参画推進のための基本指針となるものであり、3つの基本目標を掲げ、各種施策を推進していきます。

■ 計画の基本理念 ■

ともみとあ 共に認め合い ささえあ 誰もが笑顔で輝けるまち なんと

■ 計画の展開 ■

基本目標1 お互いを認め合うまち なんと

さまざまな機会を通じて、人権尊重の意識づくりを推進するとともに、幼少期からの教育、学び直しも含めた生涯にわたる学習機会の充実を図り、男女共同参画意識の更なる醸成を推進します。

基本目標2 誰もが活躍できるまち なんと（女性活躍市町村推進計画）

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性登用や人材育成の促進を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた環境づくりや地域活動・防災活動における男女共同参画を促進します。

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち なんと

さまざまな機会を通じて、DVをはじめとするあらゆる暴力の防止と根絶に向けた取組を推進します。また、生活上の困難を抱える方々に対する相談体制の充実や、生涯を通じた健康づくりへの支援を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

男女共同参画社会の実現は、市民の皆さんの意識や行動によるところが大きく、法律や制度だけで達成できるものではありません。一人でも多くの皆さんが関心を持ち、事業所や学校、地域など一体となって取組を推進することが重要ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

基本目標

基本施策

施策の方向

【基本目標1】

お互いを
認め合う
まち
になると

1 男女共同参画の意識づくり

- 1 人権を尊重する意識づくり
- 2 男女共同参画の理解促進
- 3 マイノリティに関する啓発

2 学びの場における
男女共同参画の意識づくり

- 1 男女共同参画の視点に立った
教育・保育の推進
- 2 多様な社会教育機会の充実

【基本目標2】

誰もが
活躍できる
まち
になると
(女性活躍市町
村推進計画)

3 女性が活躍できる
基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程における
女性活躍の促進
- 2 女性の人材育成支援

4 働く場における
男女共同参画の促進

- 1 雇用の機会均等と待遇の確保
の促進
- 2 共に働きやすい職場環境の
整備促進

5 ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解
促進
- 2 仕事と子育て・介護の両立への
支援

6 地域社会における
男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同
参画の促進
- 2 防災分野における男女共同
参画の推進
- 3 国際活動における男女共同
参画の推進

【基本目標3】

誰もが
安心して
健やかに
暮らせる
まち
になると

7 あらゆる暴力を
根絶する社会づくり
(DV防止市町村基本計画)

- 1 暴力を許さない意識づくり
- 2 きめ細かな相談支援体制づくり

8 生涯を通じた
健康づくりへの支援

- 1 ライフステージに応じた健康づ
くりへの支援
- 2 妊娠・出産等に関する支援
- 3 心の健康づくりの推進

9 誰もが安心して
まちづくり

- 1 誰もが安心して暮らせるまち
づくりの推進
- 2 地域福祉の推進と生活支援の
充実

なるとしじょせいこ しえん 鳴門市女性子ども支援センター 『ぱあとなー』について

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとするあらゆる暴力的行為の根絶と人権侵害の予防、暴力的行為の被害者を支援する相談・支援拠点として、配偶者暴力相談支援センターと家庭児童相談室の機能をもつ女性子ども支援センター（愛称：『ぱあとなー』）を設置しています。

DV、虐待をはじめとする児童問題、障がい・養護関係などはお互いに関連し、複合的に発生することが多いことから、関係機関等との連携のもとに、相談のワンストップ化を図っています。

おも ぎょうむないよう 主な業務内容

でんわ めんせつそうだん 電話および面接相談

- DVに関する被害者からの相談、女性の悩みごと相談（生活、家庭内の問題など）に応じます。
- 虐待、家庭環境、養育などの子どもに関する相談に応じます。

カウンセリング

- DV被害者等の精神的負担の軽減など心のケアを図るため、臨床心理士によるカウンセリングを行います。

きんきゅうじ あんぜん かくほ 緊急時における安全の確保

- 一時保護が必要と認められる被害者に対して、県子ども女性相談センターなど関係機関との連絡調整や緊急一時保護施設での保護などの支援を行います。

じりつせいかつそくしん じょうほうていきょう た えんじょ 自立生活促進のための情報提供その他の援助

- 被害者のさまざまな生活状況に応じて、福祉制度、医療保険制度等に関する情報提供や、被害者の自立に向けて関係機関との連携による継続的で、きめ細やかな生活支援を行います。

ほ ごめいれいせいど りょうとう じょうほうていきょう た えんじょ 保護命令制度の利用等についての情報提供その他の援助

- 加害者に対して被害者への接近禁止などを行う「保護命令制度」の情報提供や、そのために必要な裁判所への申立書の作成援助、裁判所への同行などの支援を行います。

しゅうちけいはつ 周知啓発

- DVや児童虐待関連の各種講座、研修等の開催の援助などを行います。



なるとしじょせいこ しえん
★鳴門市女性子ども支援センター 『ぱあとなー』

- 児童虐待相談ダイヤル ☎ 088-684-1408
- DV相談ダイヤル ☎ 088-684-1413

Eメール：partner@city.naruto.i-tokushima.jp

でんわうけつけ どにちしゅくじつ のぞ へいじつ
電話受付は、土日祝日を除く平日9：00～17：00



なるとしこそだ せだいほうかつしえん
★鳴門市子育て世代包括支援センター

なるとしばん
～鳴門市版ネウボラ～

けんこうふくしこうりゆう ない
(健康福祉交流センター内)

にんしん しゅっさん こそだ かん そうだん
妊娠や出産、子育てに関する相談

☎ 088-684-1561

どにちしゅくじつ のぞ へいじつ
(土日祝日を除く平日9：00～17：00)

Eメール：neuvola@city.naruto.i-tokushima.jp



なるとしせいしょうねん
★鳴門市青少年センター

ひこう ぼうりょく そうだん
非行・暴力・いじめの相談

「うずっ子ダイヤル」

☎ 0800-200-7830 (無料)

どにちしゅくじつ のぞ へいじつ
(土日祝日を除く平日9:00～17:00)



こうれいしゃ かいご ふくし けんこう いりょう けんりょうご かん そうだん
高齢者の介護・福祉・健康・医療や権利擁護などに関する相談

なるとしきかんがたちいきほうかつしえん
★鳴門市基幹型地域包括支援センター ☎ 088-615-1417

(担当地区：市内全域)

なるとしちいきほうかつしえん
★鳴門市地域包括支援センター

• 鳴門市地域包括支援センター緑会 ☎ 088-685-1555

(担当地区：撫養町川西地区(木津を除く)、鳴門西地区)

• 鳴門市地域包括支援センター貴洋会 ☎ 088-683-1075

(担当地区：撫養町川東地区、里浦町全域)

• 鳴門市地域包括支援センターやまかみ ☎ 088-683-6727

(担当地区：瀬戸町全域、北灘町全域、鳴門東地区)

• 鳴門市地域包括支援センターひだまり ☎ 088-686-1139

(担当地区：大津町全域、撫養町木津)

• 鳴門市地域包括支援センターおおあさ ☎ 088-689-3738

(担当地区：大麻町全域)

なるとしせいかつじりつそうだんしえん
★鳴門市生活自立相談支援センター

『よりそい』

せいかつ ふあん なや そうだん
生活の不安や悩みの相談

☎ 0120-928-734

へいじつ
(平日 8:30～17:15)



なるとししょうひせいかつ
★鳴門市消費生活センター

けいやくなどの消費者トラブルに関する相談

☎ 088-686-3776

へいじつ
(平日 9:30～15:30)



とくしまけんちゅうおう じょせいそうだん
★徳島県中央こども女性相談センター

女性支援：☎ 088-652-5503 (年末年始除く 9:00～22:00)

児童相談：☎ 088-622-2205 (24時間365日)

とくしまちほうほうむきょくじんけんようごか
★徳島地方法務局人権擁護課 ☎ 088-622-4892

子どもの人権110番：☎ 0120-007-110 (平日 8:30～17:15)

女性の人権ホットライン：☎ 0570-070-810 (平日 8:30～17:15)

なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい 鳴門市男女共同参画推進条例

もくじ 目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく (だい しょう だい しょう)
第1章 総則(第1条—第3条)

だい しょう だんじょきょうどうさんかく すいしん たのめ の せきむ やくわり (だい しょう だい しょう)
第2章 男女共同参画を推進するための責務・役割(第4条—第9条)

だい しょう だんじょきょうどうさんかく そがい こうい せいげん (だい しょう だい しょう)
第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第10条—第12条)

だい しょう だんじょこうどうけいかく (だい しょう だい しょう)
第4章 男女行動計画(第13条—第15条)

だい しょう だんじょきょうどうさんかくすいしん とりぐみ たい し しえん (だい しょう だい しょう)
第5章 男女共同参画推進の取組に対する市の支援(第16条—第24条)

だい しょう ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待等に対する相談・支援拠点 (だい しょう だい しょう)
第6章 ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待等に対する相談・支援拠点(第25条—第27条)

だい しょう し が と ぐ む べ き だんじょきょうどうさんかくすいしんしきく (だい しょう だい しょう)
第7章 市が取り組むべき男女共同参画推進施策(第28条—第33条)

だい しょう なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんしんぎかい (だい しょう だい しょう)
第8章 鳴門市男女共同参画推進審議会(第34条—第37条)

だい しょう ざっそく (だい しょう)
第9章 雑則(第38条)

ふそく
附則

ぜんぶん 前文

すべての人は、生まれつきの性別やジェンダーに束縛されず、個人として平等であり、あらゆる差別を受けることなく、人権が尊重される権利を有しています。

このことは、日本国憲法でもうたわれていますが、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が制定・施行されている今でも、経済的・社会的には男性が優位であり、育児や介護など家庭生活の多くを女性が担っている現状では、女性の参画が進んでいません。

鳴門市でも、男女共同参画社会の実現に向けて、「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を策定し、女性の救済や自立支援など、女性政策の推進に取り組んできました。

しかし、雇用環境の不安定化や少子高齢化の進展に伴う介護や子育て支援の課題は、性別役割を強制する意識や慣習に根差した社会では解決できなくなっています。

そして、これらの課題の影響は、新たに貧困や格差、ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメント等の問題を生じさせ、女性や子ども、高齢者といった社会的要支援者に集中しています。

私たちは一刻も早い課題や問題の解決を願い、「男女共同参画宣言都市なると」の誇りを持ち、協働し合っ、すべての人が対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合うまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

だい しょう そうそく 第1章 総則

(趣旨)

だい しょう この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合い、認め合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を発揮できる社会を築いていくことの重要性にかんがみ、

男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるものです。

- 2 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を踏まえ、市、市民及び事業者等の責務を明らかにします。
- 3 この条例は、前2項のほか、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的に、市の施策の基本となる事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け取ることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を是正するため、必要に応じて、男女のいずれかに対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
 - ア 市内に住む人
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ウ 市内の学校に在学する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 市民団体 様々な分野において、より多くの人々が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体をいいます。
- (7) 市民等 市民、事業者、教育関係者及び市民団体のことをいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害する行為をいいます。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 夫婦（事実上、夫婦関係にある者を含みます。以下同じです。）
、恋人等において身体的、性的、心理的、経済的又は社会的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
なお、夫婦、恋人等が養育する子どもを巻き込んだ暴力的行為を含みます。
- (10) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (11) 協働 共通の目標を達成するために、市民等及び市が互いの信頼関係のもと、対等な関係に立つて協力することをいいます。
- (12) マイノリティ 同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者、インターセックス等の性的少数者（以下「セクシュアル・マイノリティ」といいます。）や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々、障がい者等様々な差別に苦しんでいる人等、社会的少数者をいいます。
- (13) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある「男らしさ」又は「女らしさ」のような、社会や文化によって作り上げられた社会的性別をいいます。

(14) 女性相談員 ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の暴力的行為の被害者の早期発見に努め、必要な相談、調査、指導・援助、一時保護を行う相談員をいい、婦人保護事業と密接な関連のある各種制度について精通し、業務を実施するために必要な識見や資格を有している人をいいます。

(15) 家庭児童相談員 子どもの養育と養育に関連して発生する様々な問題の解決と家庭児童の福祉増進を図ることを目的に、子どもの安全と最善の利益を第一として、親や養育者、子どもに対する専門的な相談や指導、支援を行う相談員をいい、児童家庭相談援助事業の各種制度に精通した人をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重 男女の人権が性別による差別的取扱いを受けることなく平等に尊重され、すべての人が個性や能力を最大限発揮できるとともに生きがいを感じ、個人としても尊重されることです。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。

(4) ワーク・ライフ・バランスの確立 家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。

(5) 教育の場における配慮 就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。

(6) 暴力的行為（セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為をいいます。以下同じです。）の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持って行動しなければならないことです。

(7) 性と生殖に関する権利と健康の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。

(8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい者を有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。

(9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が自指す理想の1つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(10) 防災・減災分野での男女共同参画 男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めることです。

(11) マイノリティの人々への配慮 マイノリティの人々の生き方や文化、歴史、風土を尊重するとともに、すべての人がこれらを理解することを通じて、マイノリティの人々に対する差別や偏見を無くし、人権

に配慮することです。

(12) 貧困問題の解消 様々な格差や性差別から生じる貧困は、男女が共に人間らしく生きる権利や誰もが幸せになれる権利の保障を根底から崩壊させ、男女共同参画の推進を阻害する要因であると認識し、問題の解消に取り組むことです。

第2章 男女共同参画を推進するための責務・役割

(市の責務)

- 第4条 市は、この条例の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含みます。以下同じです。）を総合的に策定し、実施しなければなりません。
- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施にあたっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進にあたっては、自らが率先し、市民等との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(議会及び議員の責務)

- 第5条 議会は、市民等の意思が市政に反映され、かつ、基本理念に基づいた市政が運営されているかを監視するとともに、基本理念に基づいた議会運営に努めるものとします。
- 2 議員は、男女共同参画の推進に関する知見を深め、自らも率先して、市民等と協働し、男女共同参画の推進に向けた啓発活動、情報の共有その他の必要な施策の実施に協力するよう努めなければなりません。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。
- 2 市民は、男女共同参画の推進にあたり、関係者及び市民団体の互いの信頼関係に基づき、協働により行うよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に對等に参加する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めなければなりません。
- 2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを確立できる職場環境の整備に努めなければなりません。
- 3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は市民、他の事業者若しくは市民団体が実施する活動に協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の役割)

- 第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。
- 2 教育関係者は、同関係者間で十分調整、連携を図りながら、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の役割)

第9条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定にあたっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止等)

第10条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱いやジェンダーによる固定的性別役割分業を強制してはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはなりません。

3 すべての人は、性別又はセクシュアル・マイノリティを理由とする人権侵害を受けたことに対する救済措置を受ける権利を有します。

(セクシュアル・マイノリティに対する人権尊重)

第11条 すべての人は、セクシュアル・マイノリティへの理解を深めるとともに、差別をしたり人権を侵害してはなりません。

2 すべての人は、生まれつきの生物学的な性別やジェンダーにとらわれずに、自分が決定した性の自認や性的指向が尊重されなければなりません。

(情報の公開及び表現に関する配慮)

第12条 すべての人は、広く市民等に提供する情報並びに広告、ポスター、看板、映像及びインターネット等公衆に向けて表示する情報において、性別又はセクシュアル・マイノリティを理由とする人権侵害を助長若しくは連想させる表現又は過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第4章 男女行動計画

(男女行動計画の策定)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鳴門市男女行動計画（以下「男女行動計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、男女行動計画の策定又は変更にあたっては、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、男女行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(男女行動計画推進体制の整備等)

第14条 市は、男女行動計画を着実に推進するため、市長を本部長とする鳴門市男女行動計画推進本部を設置するとともに、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、男女行動計画を策定し、実施するにあたっては、基本理念に沿って進めなければなりません。

(男女行動計画の実施状況等の公表)

第15条 市長は、毎年、男女行動計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

2 市長は、男女行動計画を効果的に実施するため、必要に応じて前条第1項に規定する調査研究の結果を公表するものとします。

第5章 男女共同参画推進の取組に対する市の支援

(市民等の理解を深めるための措置)

第16条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行い、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(教育の分野における措置)

第17条 市は、基本理念を尊重し、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権意識の向上とともに、男女平等の意識づくり、個性の尊重及び能力の育成並びに男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(男女共同参画推進活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民等との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行います。

(男女共同参画の雇用・労働環境改善のための支援)

第19条 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が実現されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行います。

2 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができます。

(個人で営む事業における男女共同参画の支援)

第20条 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正當に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるよう努めます。

(ワーク・ライフ・バランスの確立への支援)

第21条 市は、家庭を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家庭の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域の活動ができるよう必要な支援を行うよう努めます。

(生涯を通じた健康支援)

第22条 市は、男女が対等な関係のもとに、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

2 市は、性についての理解を深めるための講座及び啓発を実施するとともに、広報紙、市公式ウェブサイト等によりその内容を広く市民等へ周知します。

(ひとり親家庭等に対する支援)

第23条 市は、ひとり親家庭の親又は子どもの養育者がその個性及び能力を十分に発揮できるよう必要な支援を行うよう努めます。

(暴力的行為の防止及び被害者に対する支援)

第24条 市は、暴力的行為を防止するため必要な施策を講じるよう努めます。

2 市は、暴力的行為の被害を受けた者（以下「被害者」といいます。）等が心身ともに健全かつ社会的に自立するために必要な情報の提供、相談及び関係機関等との連携による適切な支援を行うよう努めます。

第6章 ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待等に対する相談・支援拠点

(拠点施設)

第25条 市は、前条に規定する施策や支援等を実施し、被害者を早期発見するとともに人権侵害の予防に努め、安全・安心な社会生活が営める環境づくりのため、鳴門市女性子ども支援センター（以下「支援センター」といいます。）を拠点施設として位置づけます。

2 支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」といいます。）第3条第2項の規定に基づき、配偶者暴力相談支援センターとしての役割を有するものとします。

3 市は、前2項に規定する事項の達成及び機能の保持のために必要な人的・財政的措置を講じるよう努めます。

(所掌事務)

第26条 支援センターは、被害者に対して次に掲げる業務を行います。

(1) DV法第3条第3項各号に掲げる業務

(2) ドメスティック・バイオレンスについての周知・啓発・防止事業

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する行為を受けた児童の早期発見、自立の支援及び同法で市町村が行うとされている業務

(4) その他被害者等の救済及び自立に必要と市長が認める事業

(相談員)

第27条 支援センターの相談員（以下「相談員」といいます。）は、市職員、女性相談員及び家庭児童相談員をもって充てます。

2 相談員は、支援センターへ相談等を行った被害者の人権に配慮するとともに、二次的な被害が及ばないように留意しなければなりません。

3 相談員は、前3条に規定する事項を達成するために、見識を広げるとともに、研修等に参加し、その資質の向上に努めるものとします。

4 相談員は、相談等により知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

第7章 市が取り組むべき男女共同参画推進施策

(政策の立案及び決定への男女共同参画)

第28条 市は、市民等による政策の立案及び方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3の規定に基づく附属機関及びこれに類する審議会（以下これらを「審議会等」といいます。）の委員を委嘱し、又は任命するときは、審議会等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めます。
- (2) 市民等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、市民等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行います。

（模範となる環境づくり）

第29条 市は、就業の場における男女共同参画の推進の模範を示すため、次の内容を旨とする施策を講じるよう努めなければなりません。

- (1) 男女職員双方の職域を拡大する環境づくり
- (2) 職員の男女比率に応じた管理職等への女性の登用を推進するために必要な人材を育成し、能力を開発できる環境づくり
- (3) 性別にかかわらずすべての職員が育児、介護等に関する支援制度を利用できる環境づくり
- (4) 男女共同参画についての積極的な職員研修

（積極的格差是正措置）

第30条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場での活動等へ参画する機会において、男女の間に格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的格差是正措置を講じるよう努めます。

（表彰）

第31条 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、これを表彰することができます。

（市の施策等に関する意見又は苦情への対応）

第32条 市長は、市民等から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見又は苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとします。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申出に対応するため、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができます。

（相談への対応）

第33条 市民等は、市長に対し、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する事案について相談することができます。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう努めます。

第8章 鳴門市男女共同参画推進審議会

（鳴門市男女共同参画推進審議会の設置等）

第34条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する鳴門市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第13条第2項に規定する事項

(2) 第31条に規定する事項

(3) 第32条第2項に規定する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。

(審議会の組織)

第35条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募による市民

3 審議会を構成する委員の10分の3以上は、前項第3号に規定する委員とします。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによります。

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第37条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第9章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成27年規則第31号で平成28年1月1日から施行)

(経過措置)

2 第13条の規定に基づき男女行動計画が策定されるまでの間は、「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を同条の規定により定められた男女行動計画とみなします。



なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい
鳴門市男女共同参画推進条例

はっこう なるとしけんこうふくしふじんけんすいしんか
【発行】鳴門市健康福祉部人権推進課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL : 088-684-1148 FAX : 088-684-1370

Eメール : jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp



2021 (令和3) ねん がつしよほん
年6月初版